

令和8年度建設コンサルタント業務等に係る入札契約制度等の一部改定に関する説明会 質疑応答集

<説明会資料 Ⅰ.(1) 価格公表時期の変更について >

Q1 20年近く事前公表を続けてきた中で、事後公表に移行する理由（経緯・根拠）は何か。

A1 入札は、本来発注者の積算に対し、どのように受注いただけるかを示していただくものです。事業者アンケートの結果では、事後公表への移行について肯定的な意見とそうではない意見が概ね同程度でした。事後公表へ移行する理由は、競争性の確保に加え、事業者アンケートの結果を踏まえた有識者の意見を含めて検討した結果です。

Q2 事後公表への移行には測量業務、地質調査業務も含まれるのか。

A2 建設工事関連の業務全てを対象に、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を事後公表へ移行するため、測量業務、地質調査業務も含まれます。

Q3 入札価格が最低制限価格を下回れば、今までどおり失格ということか。

A3 最低制限価格を下回る価格で入札した場合は、従前どおり失格となります。

<説明会資料 Ⅰ.(2) 入札手続きについての変更点>

Q4 違算報告期日は入札手続きのどの段階で設定されるのか。また、報告期日以降に違算報告の受付は行われるか。

A4 違算報告期日は質問受付期日と同日です。また、報告期日以降も違算報告を受け付けます。

Q5 質問期間は延長されるか。

A5 質問受付期日及び違算報告期日の延長は行いません。

Q6 違算について異議申し立ての機会はあるか。

A6 異議申し立ての機会は設けません。

Q7 違算が判明した場合、施工体制確認型一般競争入札及び指名競争入札は中止するが、総合評価落札方式のみ続行するのはなぜか。

A7 総合評価落札方式の場合、参加申込によって参加者を特定し、違算発生の事実を公平に周知できるため、入札を続行します。なお、違算報告期日までに違算が判明した場合、参加者へ違算発生の事実を周知するとともに、予定価格及び仕様書等の修正を行い、入札情報サービスシステム（PPI）に掲載している資料を差し替えます。資料の差し替え後、再度参加者へその旨を周知します。

Q8 入札の中止は、誰が何をもって判断するのか。その判断基準は。

A8 中止する判断基準を定めている訳ではありませんが、違算の内容や判明時期によって発注者により判断します。

Q9 違算報告に対する回答はどのように行うのか。

A9 違算報告期日までに違算報告があった場合は、原則として、質問回答と同日に回答書を入札情報サービスシステム（PPI）に掲載し公表します。

Q10 違算の内容（具体）はどの程度示してもらえるか。

A10 違算修正を行った場合、修正後の仕様書により確認してください。

令和8年度建設コンサルタント業務等に係る入札契約制度等の一部改定に関する説明会 質疑応答集

Q11 予定価格を修正する場合、違算報告日時点では入札参加者は特定できていないのではないか。どのタイミングで連絡があるのか。

A11 違算報告期日と入札の参加申込締切が同日のため、報告期日までに違算が判明した場合は、違算報告期日以降に、確定した参加者へ違算の事実を周知します。

Q12 違算報告期日以降の時点で違算が判明した場合は、修正前の仕様書・修正後の仕様書どちらで積算をするのか。

A12 予定価格の修正は行いません。修正前の仕様書で積算を行ってください。

Q13 違算報告期日以降に違算が判明した場合、予定価格を修正しないのはなぜか。

A13 違算報告期日以降に違算が判明した場合、予定価格及び仕様書等の修正並びに参加者への周知に時間を要し、参加者の積算時間を十分に確保できないおそれがあることから、違算の周知は行わないもの、修正は行いません。また、違算報告期日以降に違算が判明した場合、判明時期によっては既に入札期間が開始し、入札書が提出されている可能性があるため、公平な入札の確保に支障を来すおそれがあることから、修正は行いません。
なお、違算の判明時期及び内容によっては、入札を中止する場合があります。

Q14 入札者は、違算報告期日までに違算かどうかを判断し、報告期日以降に判明した違算は入札者には周知されないのか。

A14 違算報告期日までに違算が判明した場合は、参加者へ周知し、予定価格及び仕様書等を修正します。違算報告期日以降に違算が判明した場合は、参加者へ周知しますが、予定価格及び仕様書等は修正しません。
なお、違算の判明時期や内容によっては入札を中止することがあります。

Q15 違算報告期日以降に違算が判明した場合、「必要に応じて変更契約を行う」と記載があるが、「必要に応じて」ではなく「必ず」変更契約する必要があるのではないか。

A15 違算の内容により、協議のうえ必要に応じて契約締結後に変更契約を行います。

Q16 違算報告期日以降に違算が見つかり、低入札価格調査基準価格が上がった場合、本来低価格入札者ではない業者が低価格入札者になるのではないのか。

A16 違算報告期日以降に違算が判明した場合は、違算発生の事実について参加者に周知しますが、予定価格等の修正は行いません。そのため、低入札価格調査基準価格に変更されません。
当初掲載していた予定価格及び仕様書等に基づき、入札価格を積算してください。

Q17 違算報告期日までに違算が判明した場合は、予定価格等が修正されるが、報告期日以降は修正されないため、違算がある中で積算する必要がある。

違算報告期日以降に違算が判明した場合、違算を把握している者、把握していない者がいるが違算の事実は公表されるか。

A17 違算報告期日以降に違算が判明した場合でも、違算の事実を公表し、すべての参加者に周知します。予定価格及び仕様書等の修正は行いませんので、当初掲載していた予定価格及び仕様書等に基づき、入札価格を積算してください。

Q18 違算があって、違算修正した場合、物価本の単価月はいつか。

A18 再積算は行わないので、当初公告時の単価月から変更はありません。

Q19 公告資料のうち、代価表など条件等はどの程度示してもらえるか。

A19 現行の公告資料と同内容で提示します。

Q20 見積徴収した業務や県で独自に歩掛かりを作成している業務は、どのような公告資料になるか。

A20 土木工事と同様、積算参考資料として公告資料として提示します。

令和8年度建設コンサルタント業務等に係る入札契約制度等の一部改定に関する説明会 質疑応答集

Q21 測量業務の道路台帳作成業務は、現状積算基準が示されていないが、改定後は人工や経費率を含めて公告されるということか。

A21 各業務にて使用している歩掛構成内容については、積算参考資料として、公告資料に提示します。
ただし、道路台帳作成業務そのものの積算基準の公表等については、道路マネジメント課にお問い合わせ下さい。

Q22 地質調査業務等で物価本から単価を採用している場合、物価本の適用月の公表はされるか。

A22 物価資料（建設物価、積算資料）を根拠として採用した単価については、根拠とした資料名を積算参考資料に明記します。適用月の考え方については、土木工事設計資材単価表に単価・歩掛積算基準適用一覧を掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

<説明会資料 2. 低入札価格調査制度の改定について>

Q23 低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札をした社は、今後は契約しやすくなりますか。

A23 これまでと同様、奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領別紙3「失格判断基準」に基づき調査します。

Q24 配置予定の管理技術者に手持ち業務がある（本業務以外に従事している業務がある）と、管理技術者の専任配置を満たさないという理由で即失格になるということか。

A24 誓約書及び低入札価格調査で提出いただく書類により、管理技術者の専任配置が可能か確認したうえで、判断します。

Q25 管理技術者の専任配置を確認する方法として、テクリスの他、何があるか。

A25 契約前には、低入札価格調査時に提出いただく書類で確認します。契約後には、業務実施状況報告等により確認します。

Q26 管理技術者の専任配置で「本業務以外には従事しない」とあるが、従事してはいけない業務は、奈良県発注の業務か。それとも、国や他の都道府県、市町村等が発注する全ての業務か。

A26 奈良県発注の業務だけでなく、国や他の都道府県、市町村等が発注する全ての業務について、本業務以外の従事は認められません。